

鳥取縣公報

縣令

鳥取縣令第五十五號

昭和二十一年四月大藏省令第五十三號價格等取締規則第六條に基き露店營業取締規則を次のやうに定める。

昭和二十一年十月一日

鳥取縣知事 林 敬 三

第一條 この規則で露店營業とは道路、社寺境内、公園、空地等に於て床店、假設店舗其の他之に類似する施設により又は何等の設備をなさずして物品（飲食物を含む）を販賣、修理又は加工する營業をいふ。

第二條 露店營業（以下營業と稱す）をしようとする者は左の事項を具して出店地（移動露店は住所地）所轄警察署長（以下警察署長と稱す）に願ひ出て許可を受けねばならぬ。

昭和二十一年十月一日
第七百四十九號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格ヲA列

第二號第三號の事項を變更しようとするときも亦同様である。

- 一、本籍、住所、氏名、生年月日
- 二、出店地
- 三、營業取扱品目の種類

四、出店地を所有する土地所有者又は管理人の承諾書
前項により許可したる者には別記様式の許可證を下附する。

第三條 營業者は次の事項に該當する事實が発生したときは十日以内に警察署長に届出ねばならない。但し死亡したときは戸籍法第一百七七條による届出義務者が届出るものとする。

- 一、第二條、第一項、第一號、第四號の事項に異動があつたとき
- 二、廢業したとき

三、死亡したとき

第四條 營業者は左の物品を販賣したり販賣の目的を以て所持、運搬、陳列してはならない。

一、主要食糧及之を主たる原料とする食品

二、法規又は政府の指示に基く配給統制品

三、專賣品

四、贓物又は贓物に疑はしき物品及住居氏名詳かならざる者より入手せる物品

第五條 營業者は左の事項を守らねばならない。

一、警察署長が營業區域を指定すればそれに従ふこと

二、營業中は許可證を携帯するほか組合の定めた組合員之證を客の見易い場所に掲出すること

第六條 營業者で左の各號の一に該當する場合警察署長は營業停止或は許可の取消を行ふことが出来る。

一、この規則やその他の法令に違反したとき

二、他人に名義を籍した事實があつたとき

三、組合の秩序を紊す行爲のあつたとき

四、公安風俗上有害と認められる行爲のあつたとき

第七條 知事又は警察署長は衛生上其他必要と認められた場合に商品の種類を限定したり或は販賣の制限又は禁止を命ずることができる。

第八條 營業者は縣下一圓を區域とした組合を設けその統制に服さねばならない、必要あるときは支部を設けることができる。

第九條 前條の規定により組合又は支部を設置したとき組合は知事に、支部は警察署長に組合規約及び役員を届出ねばならない、これを變更した場合も同様である。

附 則

第十條 この規則は公布の日からこれを施行する。

第十一條 この規則施行の際現に露店營業を行つてゐる者で第二條の事項をこの規則施行の日から一ヶ月以内に警察署長に届出した者はこの規則によつて許可を受けた者と看做して許可證を交付する。

別記様式

第 號

露店營業許可證

本籍

住所

氏名

生年月日

昭和 年 月 日申請に係る標記營業

の件左記に依り許可する。

出店地

營業種別

營業取扱品

昭和 年 月 日

何 警察署長 圖

鳥取縣令第五十六號

明治四十二年二月鳥取縣令第十二號(東伯郡倉吉町ニ於テ藝妓營業ヲ許可スヘキ地域ニ關スル件)はこれを廢止する。

昭和二十一年十月一日

鳥取縣知事 林 敬 三